

荷主企業四日市港利用支援事業補助金に関する

Q & A

(令和7年度)

令和7年4月

四日市港管理組合
経営企画部 振興課

荷主企業四日市港利用支援事業補助金に関するQ & A 目次

1 事業、対象貨物について

- Q1-1 四日市港を利用するとは具体的にどういうことですか？----- 1
- Q1-2 四日市港に寄港予定だった船が抜港となり、
他港を利用した場合はどうなりますか？----- 1
- Q1-3 商社を利用している貨物は補助対象貨物となりますか？----- 1
- Q1-4 令和7年3月から四日市港の新規利用を開始しました。
令和7年度に新規事業として申請できますか？----- 1
- Q1-5 新規事業では、「前年度にコンテナ貨物の取扱いがないこと」
「過去3年度の間補助金の交付を受けたことがないこと」が交付条件との
ことですが、具体的にはどのようなことが求められますか？----- 1
- Q1-6 新規事業に申請できるのは令和7年度限りですか？----- 2
- Q1-7 令和6年度に新規事業（1年目）に申請しましたが、実績は0TEUでした。
この場合、令和7年度に新規事業（1年目）として申請できますか？---- 2
- Q1-8 新規事業の取扱量として、1年目の令和6年度が10TEUだった
のに対し、2年目の令和7年度は8TEUと減った場合、令和7年度に
補助金は交付されますか？また、令和8年度は新規事業（3年目）に
申請できますか？----- 2
- Q1-9 同一年度に、継続事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入コン
テナ貨物）の両事業を申請できますか。また、同時に申請する必要が
ありますか？----- 2
- Q1-10 同一年度に新規事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入コン
テナ貨物）の両事業を申請した場合、補助金の上限は合わせて300万円
となりますか？----- 2
- Q1-11 新規事業（輸出入コンテナ貨物）に連続3年度間申請した場合、
補助金の上限は3年間で300万円となりますか？----- 2
- Q1-12 令和7年度の継続事業における前年度実績とは何ですか？----- 2
- Q1-13 継続事業において、当初は取扱量が400TEU未満となる見込み
でしたが、実績は400TEU以上になりました。
この場合、交付条件はどうなりますか？----- 3
- Q1-14 「三重県産農林水産物・食品（県産品）」とは何ですか？----- 3

2 補助対象事業者について

Q2-1 船会社ですが、補助対象事業者となれますか？----- 3

3 交付額の算出について

Q3-1 補助金の算定根拠となる貨物量の単位は何ですか？----- 3

Q3-2 令和6年度に新規事業（1年目）として交付決定を受けていますが、
新規事業（2年目）となる令和7年度以降は、制度改正に伴って
どのような計算になりますか？----- 3

4 申請書類の作成について

Q4-1 申請期限はありますか？----- 3

Q4-2 なぜ役員名簿の提出が必要なのですか？----- 4

Q4-3 役員名簿に記載する役員とは何ですか？----- 4

Q4-4 役員名簿に記載しなければならない項目は何ですか？----- 4

Q4-5 荷主企業にかわって、海貨事業者が申請書類を作成・提出することは
できますか？ ----- 4

5 交付決定、公表、変更について

Q5-1 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？----- 4

Q5-2 補助金を利用した場合、企業名は公表されますか？----- 4

Q5-3 交付決定を受けた後、当初の事業計画よりも実績が増えた場合、
交付決定額を超えて補助金を受け取ることはできますか？また、逆に、
実績が大幅に減る見込みとなった場合に手続きは必要ですか？----- 5

6 実績報告について

Q6-1 毎月の実績の報告はどのように行うのですか？----- 5

Q6-2 加算項目に該当することが確認できる書類として、どのような資料を
提出すればよいですか？----- 5

Q6-3 対象となる輸入コンテナ貨物を8月31日に四日市港で揚げ、
9月1日の通関手続き後、倉庫でデバンニングしましたが、8月分、
9月分どちらの実績としてカウントすべきでしょうか？----- 5

- Q6-4 事業（補助対象）期間の途中時点において、上限額（300万円）分の
取扱いを達成している場合でも、毎月の実績の報告は必要ですか？----- 6
- Q6-5 3月分の実績報告後は、どのような手続きをすればよいですか？----- 6

7 補助金の支払いについて

- Q7-1 補助金は毎月の実績に応じて支払われるものですか？----- 6

1 事業、対象貨物について

四日市港を利用するとは具体的にどのようなことですか？

1-1

四日市港において、コンテナ船にコンテナ貨物の揚げ積みを行うことです。なお、他港で揚げ積みするコンテナ貨物を四日市港のコンテナヤードで受け渡しするだけでは補助対象となりません。

四日市港に寄港予定だった船が抜港となり、他港を利用した場合はどうなりますか？

1-2

抜港により、例えば、輸出コンテナ貨物を四日市港のコンテナヤードから名古屋港へ陸上輸送し、名古屋港でコンテナ船へ積むことになった場合、補助対象となりません。

商社を利用している貨物は補助対象貨物となりますか？

1-3

船荷証券等のシッパーまたはコンサイニーが商社名であっても補助対象となる場合があるため、予めご相談ください。

令和7年3月から四日市港の新規利用を開始しました。令和7年度に新規事業として申請できますか？

1-4

令和7年2月22日（令和6年度申請受付終了日の翌日）以降に新たに四日市港の新規利用を始めた場合、令和7年度に新規事業（1年目）として申請できます。ただし、補助金の対象となるコンテナ貨物は、令和7年4月1日以降に四日市港で揚げ積みされた分となります。

新規事業では、「前年度にコンテナ貨物の取扱いがないこと」「過去3年度の間補助金の交付を受けたことがないこと」が交付条件とのことですが、具体的にはどのようなことが求められますか？

1-5

令和7年度に新規事業（1年目）として申請する場合、輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物ともに、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 令和6年4月1日～令和7年2月1日（令和6年度申請受付終了日）の期間に、四日市港において輸出入コンテナ貨物・移出入コンテナ貨物の取扱いがないこと
- (2) 令和4年度～令和6年度の間当補助金の交付を受けていないこと

新規事業に申請できるのは令和7年度限りですか？

1-6

令和7年度について新規事業の交付条件を満たしていれば、連続で最大3年度間（令和7年度から令和9年度まで）申請することができます。ただし、当該年度間における予算措置の範囲内で受け付けることとしています。

なお、申請手続きは、毎年度、行っていただく必要があります。

令和6年度に新規事業（1年目）に申請しましたが、実績は0TEUでした。この場合、令和7年度に新規事業（1年目）として申請できますか？

1-7

改めて令和7年度を新規事業（1年目）として、3年度間申請することができます。

新規事業の取扱量として、1年目の令和6年度が10TEUだったのに対し、2年目の令和7年度は8TEUと減った場合、令和7年度に補助金は交付されますか？また、令和8年度は新規事業（3年目）に申請できますか？

1-8

新規事業では前年度実績との増減比較はせず、年度ごとの取扱実績に応じた額を交付します。よって、令和6年度、令和7年度ともに交付の対象となり、令和8年度も新規事業（3年目）として申請できます。

同一年度に継続事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入コンテナ貨物）の両事業を申請できますか。また、同時に申請する必要がありますか？

1-9

それぞれ交付条件を満たしていれば、両事業申請できます。また、同時に申請いただく必要はありません。

同一年度に新規事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入コンテナ貨物）の両事業を申請した場合、補助金の上限は合わせて300万円となりますか？

1-10

それぞれ300万円で、合計600万円となります。

新規事業（輸出入コンテナ貨物）に連続3年度間申請した場合、補助金の上限額は3年間で300万円となりますか？

1-11

1年度あたりの上限額が300万円となります。

令和7年度の継続事業における前年度実績とは何ですか？

1-12

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に四日市港でコンテナ船にコンテナ貨物の揚げ積みを行った実績です。

継続事業において、当初は取扱量が400TEU未滿となる見込みでしたが、実績は400TEU以上になりました。この場合、交付条件はどうなりますか？

- 1-13 取扱量について、見込みが400TEU未滿の場合、前年度比10%増の達成が交付条件となりますが、実績が400TEU以上となった場合は、前年度比40TEU増の達成が交付条件となります。

「三重県産農林水産物・食品（県産品）」とは何ですか？

- 1-14 三重県内で生産、収穫等された農林水産物や、商品の主要な原材料が三重県産の食品（加工食品等）をいいます。

2 補助対象事業者について

船会社ですが、補助対象事業者となれますか？

- 2-1 船会社は補助対象事業者にはなれません。NVOCC（※）も同様に補助対象事業者にはなれません。

※NVOCC：Non-Vessel Operating Common Carrier の略

3 交付額の算出について

補助金の算定根拠となる貨物量の単位は何ですか？

- 3-1 20フィートコンテナで換算したコンテナ貨物量（TEU）を単位とします。20フィートコンテナ1本=1TEU、40フィートコンテナ1本=2TEUとなります。

令和6年度に新規事業（1年目）として交付決定を受けていますが、新規事業（2年目）となる令和7年度以降は、制度改正に伴ってどのような計算になりますか？

- 3-2 令和7年度は、基本額・加算額ともに新単価（10,000円/TEU）が適用され、加算項目についても、拡充後の内容（特定地域⇒四日市港利用優位圏に拡大、特定国⇒東南アジア諸国、南アジア諸国等を追加）が適用されます。

4 申請書類の作成について

申請期限はありますか？

- 4-1 令和7年4月1日から受付を開始し、申請期限である令和8年2月20日または予算の上限に達した時点で締め切りとなります。

なぜ役員名簿の提出が必要なのですか？

4-2

平成26年4月1日から「四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」が施行されたことにより、交付決定に当たっては、当該法人又はその役員等が暴力団関係者でない、あるいは暴力団と関係を持つ者でないことを確認する必要があるため、提出を求めるものです。

なお、提出された役員名簿は、同要綱に基づき三重県警察本部への照会のみで使用します。

役員名簿に記載する役員とは何ですか？

4-3

登記されている取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）であり、役員が外国人の場合や外国に居住している場合であっても、記載は必要となります。なお、執行役員については記載する必要はありません。

役員名簿に記載しなければならない項目は何ですか？

4-4

氏名、ふりがな、生年月日、性別の4項目を記載してください。（全ての項目について記載をお願いします。記載が無い場合、三重県警察本部への照会ができないため、補助金の交付決定ができません。）なお、記載された個人情報 は前述（4-2）の目的にのみ使用するとともに適切に管理し、第三者に提供することはありません。

荷主企業にかわって、海貨事業者が申請書類を作成・提出することはできますか？

4-5

できません。荷主向け補助金であり、あくまでも荷主企業の担当者が窓口となる必要があります。ただし、事業の計画に関する相談や実績の確認などについて相互に協力することは差し支えありません。

5 交付決定、公表、変更について

交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？

5-1

申請書類の提出後、四日市港管理組合から「ヒアリング調査票」を送付します。その調査票を基に、事業内容のヒアリング・審査が行われ、適正であることが認められましたら、交付決定となります。

補助金を利用した場合、企業名は公表されますか？

5-2

企業名を四日市港管理組合のホームページ等で公表するほか、報道機関に対し情報提供を行います。

交付決定を受けた後、当初の事業計画よりも実績が増えた場合、交付決定額を超えて補助金を受け取ることはできますか？

また、逆に、実績が大幅に減る見込みとなった場合に手続きは必要ですか？

5-3

当該年度の利用実績が事業計画（利用見込み）を上回る可能性がある場合は、補助金変更交付申請の手続きが必要となるため、早急にご連絡ください。

また、継続事業において、当初の計画よりも取扱いが少なくなり、補助金の交付条件（前年度比10%増の達成など）を満たさなくなる場合、あるいは、事業を中止する場合も手続きが必要になるため、速やかにご連絡ください。

6 実績報告について

毎月の実績の報告はどのように行うのですか？

6-1

翌月10日までに、「事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）」に実績等が確認できる根拠書類を添付し、電子メールにて提出してください。

根拠書類として、輸出貨物であればB/L (Bill of Lading) またはWaybill、輸入貨物であればA/N (Arrival Notice)、移出入貨物であればコンテナ番号・コンテナサイズ・入出港日・利用港などがわかる資料を添付してください。

加算項目に該当することが確認できる書類として、どのような資料を提出すればよいですか？

6-2

B/L (Bill of Lading)、A/N (Arrival Notice)、配送依頼書、産地証明書、搬入表等をご提出ください。

対象となる輸入コンテナ貨物を8月31日に四日市港で揚げ、9月1日の通関手続き後、倉庫でデバンニングしましたが、8月分、9月分どちらの実績としてカウントすべきでしょうか？

6-3

8月分の実績としてカウントしてください。輸入の場合はコンテナ船の入港日を、輸出の場合は出港日を基準とします。

出入港実績については、四日市港管理組合ホームページに掲載している船席表をご参照ください。

(<http://office.yokkaichi-port.or.jp/pls/home/hve010.edit>)

6-4 事業（補助対象）期間の途中時点において、上限額（300万円）分の取扱いを達成している場合でも、毎月の実績報告は必要ですか？

補助対象期間である1年間（4月1日～翌年3月31日）の取扱実績を確認する必要があるため、毎月の実績報告は必要です。

6-5 3月分の実績報告後は、どのような手続きをすればよいですか？

「実績報告書（第6号様式）」に必要事項を記載のうえ、「事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）」を添付して速やかに提出してください（書類を受領後、四日市港管理組合から補助金額の確定通知書を送付します）。

また、補助金額の確定通知書を受領後、「補助金交付請求書（第7号様式）」を提出してください。

7 補助金の支払いについて

7-1 補助金は毎月の実績に応じて支払われるものですか？

1年度間（4月1日～3月31日）の実績を年度末に確定し、その後、一括して補助金を交付します。月々でのお支払いはいたしません。